

令和 7 年度 脱炭素事業者支援対象者 公募要項

須恵町が行う、令和 7 年度ゼロカーボン事業者支援業務における脱炭素事業者支援について、次のとおり支援対象者の公募要項を定める。

1. 事業の目的

2050 年の脱炭素社会実現に向けて、事業活動における脱炭素の取組や脱炭素経営への転換が重要となっている。

本事業では、須恵町内事業者を対象とし、脱炭素経営についての専門的な知識や豊富な経験を有する脱炭素アドバイザーが、温室効果ガス排出量の可視化支援、事業活動に伴い排出される温室効果ガス排出削減計画の策定及びその実践を伴走支援することにより、町内事業者による脱炭素の取組、脱炭素経営への転換促進を図る。

2. 募集概要

(1) 募集期間

開始：令和 7 年 7 月 30 日（水）

期限：令和 7 年 8 月 22 日（金）

(2) 対象者

応募することができる事業者は、町内に本社、又は事業所を有し、脱炭素経営に関心がある事業者（以下「応募対象者」という。）とし、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する事業者であること。

また、応募を行った者の中から、脱炭素アドバイザーの派遣先となる事業者（以下「支援対象者」という。）を、「5. 支援対象者の選定」に記載のとおり選定する。

(3) 応募方法

令和 7 年度脱炭素事業者支援応募 WEB フォームに回答する



<https://x.gd/uvauw>

(4) 支援対象者の数

5 社

(5) 費用

無料

(6) 支援内容

脱炭素アドバイザーは、支援対象者へ電話・メール・オンライン面談・現地調査等の方法により温室効果ガス排出量の算定等、各支援対象者の脱炭素への取組状況に応じて以下①～④のうち必要な支援を実施する。

(ア) エネルギー使用量、温室効果ガス排出量の把握

対象事業者の事業活動に伴う電気、ガス等のエネルギー使用状況等を把握し、GHG プロトコルに基づく Scope 1 及び Scope 2 により温室効果ガス排出量を算定するとともに、その算定方法を可視化する。

(イ) 温室効果ガス排出量の削減に向けた提案

①を踏まえ、業務の改善や機器更新、再生可能エネルギーの適切な導入などの温室効果ガス排出削減の取組を提案する。

(ウ) 温室効果ガス排出削減に向けた伴走支援

②で提案した設備投資等により見込まれる光熱費や温室効果ガスの削減効果と、投資回収に要する年数を試算する。

なお、支援対象者が②の提案内容を実施するにあたっての課題整理や支援対象者からの相談対応、活用可能な国等の補助事業や県内金融機関を中心とした融資制度等の紹介を実施する。

(エ) その他脱炭素経営に係る相談対応

支援対象者からの脱炭素経営に係る相談については、①～③以外にも相談対応を行う。

④の相談対応は現地調査を伴わないものとし、共有いただいた資料をもとに回答できる範囲とする。

3. 応募の条件

応募対象者が応募を行う際は、次に掲げる全ての事項に合意しなければならない。

- (1) 本事業により支援対象者の費用負担を無料とするのは、脱炭素アドバイザーの派遣費用（相談料、交通費、システム利用料等）であり、脱炭素アドバイザーによる提案の実施について、支援事業者が費用負担が生じる提案であっても、その実施を強要するものではない。

また、提案内容を実施する場合に発生する費用については、支援対象者自身の負担となり、本事業では負担をしないものとする。

- (2) エネルギー使用量のデータを脱炭素アドバイザーに提供可能なこと。
- (3) 脱炭素アドバイザーから提案を受けて実施することを了承した取組は、支援期間及

び支援期間終了後においても取り組み、削減目標の達成に努めること。なお、必ず目標の達成をしなければならないという要件を課すものではない。

- (4) 脱炭素アドバイザーは、支援事業者への提案内容を須恵町に報告する義務を負うため、それを妨げない。
- (5) 支援事業者は須恵町より事業終了後の取組内容（エネルギー削減量、温室効果ガス削減量、コスト削減量等）について問合せがあった場合、報告しなければならない。
なお、削減目標に向けて取り組む期間内は複数回の報告を求めることがある。
- (6) 支援対象者の名称、支援の概要、取組の経過、支援の成果等については、支援対象者の経営上、公表することで支障をきたす部分を除き、須恵町の WEB サイトや広報誌に掲載し、また、セミナー等で町内の先進事例として他の事業者へ紹介することを妨げない。
- (7) 支援事業者は、支援の申込み後において、正当な理由なく自己の都合により一方的に事業の途中辞退を行ってはならない。やむを得ず途中辞退を希望する場合には、事前に須恵町および脱炭素アドバイザーに対しその理由を文書で提出し、了承を得るものとする。

4. 対象とならない者

次のいずれかに該当する者は応募対象者としない。

- (1) 公募期日以前 6 か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者
- (2) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号又は第 6 号の規定に該当する者
- (4) 須恵町税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がある者

5. 支援対象者の選定

- (1) 事務局は、令和 7 年令和 7 年度脱炭素事業者支援応募 WEB フォームの回答内容等に基づき、脱炭素アドバイザーが支援することが適当であるか判断し、選定結果を応募事業者へ通知する。

応募多数の場合、支援対象者の業種や事業規模（従業員数等）に著しい偏りが生じないよう配慮し、町及び事務局にて総合的に選定を行います。

- (2) 選定結果は、2025 年 9 月 1 日（月）に通知する。

6. 応募資格の喪失

- (1) 申込内容に虚偽の記載があった場合
- (2) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (3) 選定完了日までに、4の「対象とならない者」に該当した場合

7. 実施体制

事務局及び本件に関する問合せ先を次の事業者とする。

株式会社エスプール 自治体環境みらいカンパニー

電話番号：03-6853-9416 アドレス：jichitaikankyo@spool.co.jp

以上